

令和6年 第2回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和6年 2月29日(木) 午後2時00分開会
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 6名

農業委員

1番 橋口 昌央 2番 幸妻 正浩 3番 上野 光正
5番 松井 正一郎 6番 永友 薫 7番 坂元 洋子
会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 宮越 美秋 2番 久保田 伸博 3番 山本 浩司
6番 赤澤 克俊 7番 坂本 幸 8番 永友 定己

4. 欠席委員 農地利用最適化推進委員 1名 5番 小原 拓也

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第9号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第11号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第7 議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第8 議案第13号 非農地証明交付申請の承認について
- 第9 議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第10 議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について
- 第11 議案第16号 農地の賃借料情報提供について

6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係 長 金城 朋子 主 査 大嶋 昌子

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、会の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

ただいまから令和6年第2回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は7名が出席です。

農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、6名が出席です。

なお、欠席の5番小原拓也推進委員からは、欠席届が提出されております。

本日は農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申しあげますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、3番上野光正委員、5番松井正一郎委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日2月29日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

2ページをご覧ください。

まず、2月の業務報告について、でございます。

1日、県農業会議から2名来庁され、「農業委員会サポートシステム操作研修」が行われました。

2 日、「地域計画（高鍋北地区）に係る協議」を行っております。

7 日、「高鍋町議会 臨時会」が開催されております。

8 日、「宮崎県農業会議の巡回」が行われております。

1 3 日、「市町村農業委員会事務局長会議」が宮崎で開催されております。

1 4 日、「農業者年金受給者協議会の役員会」を開催しております。

2 0 日、「地域計画に係る農業政策課との協議（第 6 回）」を行っております。

2 2 日、「みやざき農業委員会女性ネットワーク令和 5 年度第 2 回研修会」が開催されております。

2 6 日、「高鍋町みどり推進会議総会」が開催されております。

同じく 2 6 日、「児湯農業改良普及事業推進協議会第 2 回幹事会」が開催されました。

2 8 日、「農業者年金受給者協議会の監査」を行っていただきました。

2 月の総会関係でございますが、2 1 日、現地調査を行い、本日 2 9 日、総会となっております。

続きまして、3 月の業務計画でございます。

1 日に、「農業者年金受給者協議会の臨時総会」を行います。今年度（令和 6 年 3 月 3 1 日）をもって協議会が解散となりますので、締め総会となります。

7 日、「全国農業新聞の普及推進に係る市町村巡回」が行われます。

1 3 日、「常設審議委員会」が開催されます。本日の総会で、審議いただきます「議案第 1 2 号」の案件の 1 案件が、承認が得られれば、常設審議委員会に諮ることとなります。

2 1 日、「西都児湯管内農委会長・事務局長合同会議」が、開催されます。

3 月の総会関係でございますが、2 1 日、現地調査、2 8 日、総会を行うこととしております。よろしくお願いいたします。

[事務局]

3 ページを御覧ください。

県進達経過報告を申し上げます。

1 月 2 9 日、農業委員会総会承認分です。

農地法第 4 条、〇〇〇〇さんの農業用倉庫及び資機材置場の件、〇〇〇〇さんの倉庫及び農業用倉庫敷地の件は、2 月 8 日付で許可となっております。

農地法第 5 条、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの露天駐車場の件、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの一般個人住宅建築の件は、2 月 8 日付で許可となっております。

以上です。

[事務局]

4 ページをお開きください。

農地法第3条の3の規定による届出書については、

1 番 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番*

田 337㎡ 他7筆

2 番 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番

畑 638㎡ 他7筆

3 番 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番*

畑 165㎡

計3件となっております。ご確認ください。

[事務局]

はい。5 ページをお開きください。

農地法第18条第6項の規定による通知についてです。

1 番 農地の所在 大字○○字○○****番* 田 他2筆

賃貸人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

賃借人 ○○○○

2 番 農地の所在 大字○○字○○****番* 田 他2筆

賃貸人 ○○○○

賃借人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

3 番 農地の所在 大字○○字○○****番* 田 他1筆

賃貸人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

賃借人 ○○○○

4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 他1筆
賃貸人 〇〇〇〇
賃借人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 他1筆
賃貸人 〇〇〇〇
賃借人 〇〇〇〇

続きまして、7ページをお開きください。

合意解約届出書についてです。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑
使用借受人 〇〇〇〇
使用貸渡人 〇〇〇〇

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑
使用借受人 〇〇〇〇
使用貸渡人 〇〇〇〇

それぞれ、本日の議案第14号、第15号に関連しております。以上です。

[議長]

ただいまの報告、2ページから7ページについて、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

[議長]

日程番号4、議案第9号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、8ページをお開きください。

議案第9号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1 番 令和6年2月7日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 高鍋町大字○○字○○****番*

田 1, 605㎡

申し出のそれぞれの地図について、9ページから11ページに記載しております。

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見ご質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1 番 売渡し申し出 担当委員 6 番 赤澤 克俊 推進委員

順番委員 5 番 小原 拓也 推進委員

よろしくをお願いします。

[議長]

日程番号5、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より、議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。12ページをお開きください。

議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1 番 3条使用貸借

農地の所在 大字○○字○○****番*

田 3, 782㎡ 他1筆 計5, 772㎡

貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

借受人 ○○○○

この1番につきまして、議案第14号の2番に関連しております。

この件につきまして、担当委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

3 番。

[3 番]

はい。3 番、説明させていただきます。

まず資料の 14 ページを見ていただきますと、それぞれ場所があります。1 筆目が〇〇で右下から左上に伸びているのが、県道〇〇線になります。上に行くと〇〇方面に行くのですが、15 ページの黒枠が申請地で県道沿いの水田で、稲を刈った後の、まだ切り株が残っていたところです。

2 筆目は字〇〇で、〇〇から西に行った場所で、現地には麦が植えておりました。

2 筆ともこれは公社の事業を活用した 3 条による使用貸借となっております。借受人の〇〇〇〇は、平成 14 年に設立された、農地所有適格法人となっております。

申請地では水稻を栽培する予定で、本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用確保には支障は生じない、ということで考えております。

以上、説明を終わります。

[議長]

推進委員から補足することがあればお願いします。推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい、2 番。今の報告に特に意見ございません。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。17 ページをお開きください。

農地法第 3 条調査書をつけております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。

上野委員も申しましたが、本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

[議長]

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2 番 3 条有償移転

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 1, 0 0 7 m²

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

はい。私が担当になりますので、この場から説明させていただきます。

それでは2 番の案件について説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの3 条有償移転です。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ、田を買ってもらえないかという相談があり、〇〇〇〇さんも、水稻の規模拡大と農地の集約を考えており、話がまとまったということです。

場所は1 9 ページをご覧ください。左上の交差点が〇〇交差点になります。そして、右側の広い区画の中の青色で囲ったところが〇〇です。申請地は、赤い斜線のところではなく、その左側の薄い点線で囲まれたところです。

2 0 ページをご覧ください。〇〇〇〇さんは、申請地の隣接東側の3 筆と北側の****番*と*、****、****を所有しているとのことで、作業効率が高くなるということです。また、〇〇〇〇さんは年齢が高齢ではありますが、大変元気で稲作をされております。ここも、稲を作付されるとのことです。

売買価格は全体で〇〇〇〇円ということです。ご審議をお願いします。

推進委員から補足することがありましたらお願いします。推進委員1 番。

[推進委員1 番]

はい。1 番説明いたします。

坂本会長の説明に何ら付け加えることはございません。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。21ページをお開きください。

農地法第3条調査書をつけております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺農業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

[議長]

日程番号6、議案第11号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より、議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、事務局です。22ページをお開きください。

議案第11号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字○○字○○****番*

登記地目 畑 現況 宅地 面積 100㎡

申請人 ○○○○

転用の目的は、合併浄化槽及び土壌浸透槽の設置です。

担当の委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

3 番。

[3 番]

はい。3 番説明させていただきます。

〇〇〇〇さんの案件です。

申請地は、まず24ページを見てください。高鍋町〇〇の交差点を〇〇方面に行きますと、県道〇〇線になりますが、途中で〇〇橋というのがあります。〇〇橋を渡って左に〇〇を見て、曲がりくねった坂を上に入りきりますと、左側に3階建ての〇〇があります。その辺が〇〇というところがございます。新しく〇〇へ続く道が整備をされておりますが、その途中にあるのが申請地であります。

平成30年に〇〇〇〇さんがお父様から相続された宅地です。

26、27ページを見ていただきますと、地図がありますけども、宅地には合併浄化槽を設置する場所がありませんでした。それで隣接する自分の所有地に、設置がしてありました。現場は宅地より1mほど下がった農地に、合併浄化槽が入れてあります。

右側の27ページを見ていただきますと、合併浄化槽があって、近くで排水路がないために、地下浸透を行うということで、10m四方の黒マルチシートで覆ってありました。

周りの畑は濡れていないような状況だったため、汚水は農地には出ていないと判断をしたところであります。

本件の転用は、農地である申請地を無断転用しているための事後申請であります。

新規工事や、建物の設置がないため、土砂等の新たな流出はありません。

申請人からの始末書も出ておりますし、関連する一ツ瀬川土地改良区から地区除外申請に対して、やむを得ないとの意見が添付してあることを確認いたしました。以上説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。

申請地は、1種農地ですが、転用目的が既存の施設の拡張であり、転用対象です。

申請者の父親がご存命であった平成26年4月頃、父親の住宅の合併浄化槽の設置の際に、上野委員も説明されたように住宅の敷地内等では、設置するところがなかったということで、当時、父親に代わって申請者が手続きをされたそうなのですが、申請地は宅地の一部と父親から聞かされていたため、設置当時は問題があるものとは、認識していなかったそうです。

父親の死後に、住宅や農地を相続し、農地の取り扱いについて、農業委員会へ相談したところ、申請地が農地であり、無断転用状態ということを指摘されたということで、経緯が始末書に書かれてありました。

本案件につきましては、23ページから25ページのそれぞれの図に申請地の位置を示しております。

26ページは、申請地の南側の公図です。

27ページは、配置図です。

平成26年に浄化槽と、土壌浸透槽の設置をされておりますが、隣接農地の営農環境に悪影響がないことや、今後同じように使用していくことについても、現在の営農者に、確認済みということです。以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

[議長]

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、事務局です。22ページにお戻りください。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 他1筆

登記地目・現況 田 合計面積 435㎡

申請人 〇〇〇〇

転用目的は、露天駐車場及び道路用地です。

担当の委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

3 番

[3 番]

はい。3 番、説明させていただきます。

後程、同様の農地での5条申請がありますけども、今回は、申請者本人が露天駐車場と道路利用にあてたいと、農地法第4条第1項による申請となっております。

場所は29ページを見てください。右斜め下から上に向かって、県道〇〇線が通っておりますけども、右端に〇〇の体育館が見えます。その道越しです。そして、〇〇という床屋さんの北側の農地の一角になっております。この広い農地が、後で5条申請があります。

今回は、資料の30ページと31ページを見ていただきますと、****番*というのが自宅ですが、宅地への出入口の道路幅が狭く、車両による出入が困難であるため、自宅から見て、北西側の申請地を、家族や来客車両の駐車場として利用したいという申請です。

また道路用地部分については、0.512mですかね。ここを広げるということで、駐車場の利便性を向上したいということでございます。

30ページの地図によりますと、この右側に図示がしてありますが、****番*。まだ下があるのですが、図面ではありませんので、****番*から****番*は、農地法第5条で後ほど提案される予定となっております。

31ページにあるように、拡張した道路用地は町道ということで、町に寄付予定となっております。

この駐車場の埋め立て費用が〇〇〇〇円ほどかかるのですが、開発工事費総額の内となり、4条申請では費用の支出はないということです。

また用悪水路との境界付近では、土羽打ち芝を引きまして、土羽部分及び駐車場地からの土砂流出を防ぎます。事業地からの汚水が生じない、雨水については、地下浸透をされることとなっております。よろしくお願いいたします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で、用途区域が第1種住居地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

本案件につきまして、28ページから30ページのそれぞれの図に申請地の位置を示しております。

31ページの配置図をご覧ください。上野委員も説明されましたが、ピンクの部分が50cmほど、道路用地とする部分です。グレーのところが駐車場として、利用する部分となっております。

盛土と道路の工事の方は、隣の事業者が代金を出すということで説明がありましたが、この代金を出すことについての確約書と、業者の資金の融資証明が、申請書の方についておりまして、資金について問題はないと判断します。

また工事と一緒に行うということで書いてありました。

また、申請地は、小丸川土地改良区の受益地でしたが、転用について協議が整い、差し支えない旨の同意書が申請書に添付されており、問題はないと判断します。以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

[議長]

日程番号7、議案第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より、議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、事務局です。32ページをお開きください。

議案第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 他7筆

登記地目・現況 田 8筆の合計面積 7,022㎡

所有権移転です

譲渡人が3名いらっしゃいます。〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さんは農地が6筆あります。32ページに4筆、33ページに2筆、またがって書いてあります。

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、宅地分譲です。

担当の委員よりご説明をお願いします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。5番、説明いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認についての案件です。

譲渡人は3名いらっしゃいまして、先ほどの説明の通り、合計8筆、7, 022㎡です。

譲受人は、〇〇〇〇さん。宅地分譲が目的であります。

場所につきましては35ページです。所在地は、先ほどの上野委員のご説明のところの隣接地になります。ちょうど県道〇〇線の、〇〇体育館を過ぎて、すぐ左手の農地です。

現状は、少し荒れている状態になっています。

3人の譲渡人の詳細については、36ページを参照していただきますと、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんのそれぞれの農地の区分安排配置図が、この36ページに示してあります。

利用計画につきましては、38ページを参照いただきまして、上のところが今回の申請地になりますが、中央に青い道路部分を2本、地図上の左下の緑部分を緑地として設け、全19角の宅地として分譲する予定です。

なお事業完了後に、道路、緑地ともに、高鍋町に寄付するとのことであります。

なお申請地は、先ほどのように小丸川土地改良区内にあるため、地区除外についての意見書が添付しておりました。

地区除外等処理規程書第3条についての協議を行い、条件を遵守することで差し支えないということだそうです。

雨水汚水処理に関してですが、雨水は開発敷地内、側溝を経由して北東側、県道の歩道下の高鍋町が管理するボックスカルバート内水路に放流するということです。汚水に関しましては、各戸建ての宅地内に合併浄化槽を設け、そこで浄

化後、先ほどの雨水と同様、敷地内側溝を通過して、同じく県道歩道下のボックスカルバートに放流するということだそうです。

土砂流出につきましては、申請地口側に周囲にブロック塀、土羽打ちを行い、防除する。

万一問題が生じた場合は、責任持って対処するという事です。

最後に費用に関してですが、土地購入費が〇〇〇〇円。これはもうすでに支払い済みだそうです。それとは別に、造成費が〇〇〇〇円。諸経費〇〇〇〇円。計〇〇〇〇円が造成費用になります。

資金については借入金が〇〇〇〇円で、借入証明が添付されておりました。

今回面積がありますので、かなり大型化の扱いになると思いますので、あとは補足説明をお願いしたいと思います。以上、ご審議をお願いします。

〔議長〕

事務局から補足することがありましたらお願いします。

〔事務局〕

はい。申請地は、都市計画区域で、用途区域が第1種住居地域、第2種住居地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

近隣の道路、施設の状況から、快適な住環境を創出できると判断し、宅地分譲を計画し、申請をされております。

本案件につきましては、34ページから37ページのそれぞれの図に、申請地の位置を示しております。

38ページは配置図です。

その他につきましては、松井委員の説明の通りです。以上です。

〔議長〕

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

〔議長〕

2番の案件について、事務局より、議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。33ページにお戻りください。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

登記地目・現況 田 面積 716㎡

使用貸借権の設定です

貸付人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

転用目的は、共同住宅、露店駐車場、通路です。

担当委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。5番、説明いたします。

第5条第1項の規定による使用貸借についての許可申請書承認の案件です。

〇〇〇〇と〇〇〇〇、このお2人は親子関係にあります。

場所は40ページをお開きください。〇〇の正門に突き当たって右折後、〇〇のすぐ横の場所が申請地になります。

地目は田、面積は716㎡となっています。

隣接して、〇〇〇〇の住居が今建っておりますが、すでに業者が入って少し始まったような状況になっていました。

この使用貸借は、申請地は農地となっておりますが、もともとの目的として、41ページを見てももらいますと、転用の目的として、この〇〇〇〇、息子さんですが、今現在、県外で自営業をなさっておりますが、今後宮崎県に移住するために、経営の安定を図るため、賃貸住宅を建設し、固定収入を得ようと考えたそうです。

しかしながら、自己所有地がないために、申請地横にある母親、〇〇〇〇が所有する土地を使用して、共同住宅の建設をするということで、候補地として申請する。

ここにファミリー向け、18世帯の3階建鉄筋コンクリート造りのアパートを計画しておりまして、1世帯につき約2台分の駐車場、合計34台分を確保しなければならないということで、当然〇〇〇〇の宅地だけでは、面積が足りないわけで、そのために住居横奥の農地を転用して、駐車場として利用したいという

ことで、申請の手続きに至った次第でございます。

面積に関してですが、造成地に鉄筋コンクリート3階建住居353.51㎡、駐車場通路として933.62㎡、計1,287.13㎡を土地造成して使用するということです。

雨水、下水排水に関してですが、浄化槽を設置し、この地図でいいますと、南側の道路側溝へ放流することで、小丸川土地改良区内の農業用悪水路になっておりまして、今現在は住宅側溝として使っておりますけれども、使用に関する契約を土地改良区と締結されているということでもあります。

費用に関してですが、造成工事が〇〇〇〇円、建築費〇〇〇〇円、計〇〇〇〇円となっております。融資証明書が添付しておりました。以上ご審議をお願いいたします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が第2種低層住居専用地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

本案件については、39ページから41ページにそれぞれの図に申請地の位置を示しております。

申請地と〇〇〇〇さんの宅地の2筆で計画をされています。

43ページは配置図、44ページは間取り図となっております。

松井委員も言われましたが、ファミリー向けの居宅ということです。

道路側溝についてなんですけれども、南側道路にある道路側溝に生活排水や合併浄化槽の水を流すということで、小丸川土地改良区の方の流すことの契約書の写し、あと今現在、側溝に蓋が付いていない状態なんですけれども、そちらに蓋を設置して、通路として使えるように許可書の写しも添付されており、水路の使用については問題ないと判断します。以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしま

した。

[議長]

日程番号8、議案第13号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。45ページをお開きください。

議案第13号「非農地証明交付申請の承認について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 387 m²

所有者 〇〇〇〇

非農地の事由は、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも、農地として利用することが困難な土地であることです。

この件につきまして、担当委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

1番

[1番]

はい、1番説明いたします。

〇〇〇〇さんからの非農地証明願についての説明をさせていただきます。

47ページをご覧ください。場所は、県道〇〇線、〇〇の脇から北に〇〇に入りまして、しばらく進みますと、小さな橋がかかっています。その前を西に入りますと、今回の申請者、〇〇〇〇さんの住居があります。

この住居南側に〇〇〇〇さんの水田が点在しておりますが、そのさらに奥の小高い山の斜面に位置し、位置としては、県道横の〇〇の土場横に位置するあたりにあります。

1, 387 m²の農地であります。現在は、雑木が生い茂っており、49ページをご覧ください。現状のような様子になっております。

私が見るからに〇〇〇〇さんは、所有する他の田畑は、きれいに管理されている方でした。

しかし、今回の申請地には、〇〇線からの進入が困難と考えられ、皆さんも知

っているとおり、交通量も多くトラクター等を持ち込むには、非常に困難な状況だったと推測ができます。これからも再生するのは困難と思われました。

なお、〇〇〇〇さんからは、農地として利用できなかった理由として、申請地は、主要地方、〇〇線開通工事をするために分筆しており、当初農地として利用する予定でしたが、農機具を使用するのに不便で、便利性も悪いなど、農地として利用するのも困難であったため、利用することはありませんでした。誠に申し訳ありませんでした。今後、農地法の趣旨をよく守り、二度とこのようなことのなきよう務めます、と始末書も出されております。

どうぞ、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

[議長]

日程番号 9、議案第 14 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1 番の案件につきましては、「所有権の移転を受ける者」が、幸妻正浩委員本人である案件でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項及び高鍋町農業委員会会議規則第 11 条の規定により、幸妻正浩委員は、この案件に関する議事に参与することができません。幸妻正浩委員は、退室をお願いします。

[幸妻正浩 委員 退室]

それでは、1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、50 ページをお開きください。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 他 2 筆 計 3, 344 m²

所有権を移転する者 〇〇〇〇
所有権の移転を受ける者 幸妻 正浩
担当推進委員よりご説明お願いいたします。

[議長]
推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]
6 番、説明いたします。
〇〇〇〇さんから、幸妻委員への所有権移転です。
幸妻さんは認定農業者で、該当農地はこれまでも幸妻さんが耕作されており、
水稻を生産されています。
申請地は、〇〇地区〇〇から、南西へ 8 0 0 m ほど行ったところの農地です。
現地を確認したところ、耕運されている状態でしたが、時間が経っているため
短い草が生えている状況でした。
価格は〇〇〇〇円ということです。以上です。

[議長]
事務局、担当推進委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか。
それでは、質問がないようですので、採決いたします。
本件、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって、本件は原案のとおり決定いたしました。
幸妻正浩委員は席へお戻りください。

〔幸妻正浩 委員 入室〕

それでは、2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]
はい。
2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 他 1 筆 計 5, 7 7 2 m²
所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、農業振興公社への有償の所有権移転です。

この案件は、特例事業になっております。

申請地は、〇〇と〇〇地区であります。

先ほど上野委員のご説明がありましたように、〇〇は〇〇線、〇〇を進みまして民家の間を 2 0 0 m ぐらい進んで右折し、1 0 0 m 行ったところ右側の、田んぼで耕運されておりました。

〇〇地区の畑には、〇〇が右側にありますが、そこから 1 0 0 m ぐらい進み、左折して 1 5 0 m 行ったところの左下に畑がありまして、きれいに麦が作ってありました。

金額は反当〇〇〇〇円だそうです。以上です

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見ご質問はございませんか。

それでは、質問がないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり決定いたしました。

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 他 1 筆 計 2, 0 7 2 m²

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの有償の所有権移転でございます。

申請地は〇〇にある〇〇の前の道路を 3 0 0 m ほど東へ行き、右に入る農道
がございます。そこを 2 0 0 m ほど行った左側に、申請地がございます。

現状はキャベツを収穫した後になっていました。

〇〇〇〇さんは、露地野菜を中心に、白菜、キャベツ、早期水稻などを栽培さ
れる、認定農業者でございます。

対価は 2, 0 7 2 m²で〇〇〇〇円です。

補足として若干価格が安いのでございますけども、当人同士が話し合った上
での、事務局に上がってきた案件だそうです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見ご質問はございませんか。

それでは、質問がないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり決定いたしました。

4 番の案件について事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。5 1 ページになります。

4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 8 8 6 m²

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、所有権移転です。

〇〇〇〇さんは認定農業者で、該当農地はこれまでも〇〇〇〇さんが耕作されており、水稻を生産されています。

申請地は〇〇地区の〇〇から、南西へ 6 0 0 m ほど行った農地です。

現地を確認したところ、耕運されている状態でした。

価格は〇〇〇〇円ということです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見ご質問はございませんか。

それでは、質問がないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり決定いたしました。

5 番の案件について事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 8 4 1 m²

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

はい。6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、所有権移転です。

〇〇〇〇さんは、先ほどの説明の通り、該当農地はこれまでも〇〇〇〇さんが耕作されており、水稻を生産されていました。

申請地は〇〇地区の〇〇から、南西へ600mほど行ったところの農地です。

現地を確認したところ、耕運されている状態でした。

価格は〇〇〇〇円ということです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問がないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり決定いたしました。

次に、利用権設定です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、52ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 他1筆 計1,831㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の更新です。

申請地は、〇〇の100mほど北側の農地です。

現地確認したところ、〇〇が植えてありました。

賃借料は、〇〇〇〇円で期間は1年間ということです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問がないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり決定いたしました。

[議長]

日程番号10、議案第15号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

利用権設定です。

1番から4番まで、4件の案件につきましては、「利用権の設定を受ける者」が、久保田伸博推進委員本人である案件でありますので、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、久保田伸博推進委員は、この案件に関する議事に参与することができません。久保田伸博推進委員は退室をお願いします。

[久保田伸博 推進委員 退室]

1番から4番まで、4件の案件について、順次、説明をおこなった後に、一括して採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明をおこなった後に、一括して採決することといたします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、53ページをお開きください。

議案第15号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積と促進計画の承認について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1, 689㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 久保田 伸博

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、久保田伸博さんへの農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は、〇〇から〇〇線を西に 30 m ほど進むと、右斜めに入っていく道があり、その道を 50 m ほど進んだ右側の農地です。

現地を確認したところ、耕運されていました。

賃借料は〇〇〇〇円で、期間は 5 年ということです。以上です。

[議長]

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 105 m² 他 2 筆 計 1,476 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 久保田 伸博

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから久保田伸博さんへの、農地中間管理事業の利用権設定です。

申請地は〇〇から 300 m ほど東側に 1 つと、そこから南に 100 m ほど行ったところに道を挟んで 2 つあります。

現地を確認したところ、一番狭い畑にはそら豆が植えておりました。後の 2 つの畑は耕運された状態でした。

賃借料は〇〇〇〇円で、期間は 5 年ということです。以上です。

[議長]

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。54 ページをお開きください。

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 667 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 久保田 伸博

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、久保田伸博さんへの農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は〇〇から南へ200 mほど進み、右側にあぜ道というか農道があり、下りていった3枚目の農地になります。

農地を確認したところ、耕運された状態でした。

賃借料は〇〇〇〇円で、期間は5年ということです。以上です。

[議長]

4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 1,011 m² 他1筆 計2,022 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 久保田 伸博

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから久保田伸博さんへの、農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は、〇〇から 180m ほど南に進んで、住宅があるのですが、その手前を右に入って行ったところが農地になります。先ほど説明した〇〇〇〇さんの農地から、10m ほど西側の農地になります。

現地を確認したところ、耕運されている状態でした。

賃借料は〇〇〇〇円で、期間は 5 年ということです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか。それでは、質問がないようですので、採決いたします。

1 番から 4 番まで 4 件の案件について、一括して採決することといたします。

1 番から 4 番まで 4 件の案件について、原案のとおり承認することに賛成の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、1 番から 4 番まで 4 件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

久保田伸博推進委員は、席へ戻りください。

[久保田伸博 推進委員 入室]

次の 5 番から 7 番まで、3 件の案件につきましては、「利用権の設定を受ける者」が、坂元洋子委員の配偶者に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項及び高鍋町農業委員会会議規則第 11 条の規定により、坂元洋子委員は、この案件に関する議事に参与することができません。坂元洋子委員は、退室をお願いします。

[坂元洋子 委員 退室]

それでは、5番から7番まで、3件の案件について、順次、説明をおこなった後に、一括して採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明をおこなった後に、一括して採決することといたします。

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 2, 453㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明お願いいたします。

[議長]

推進委員5番の代理で推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに、公社を介しての賃貸借の申請です。

〇〇〇〇さんは認定農業者で、甘藷、人参、らっきょうなどを生産販売されています。

申請地は、県道〇〇線を〇〇方面に向かうと、〇〇があります。その十字路を南に60mほどのところの2, 453㎡の畑です。

きれいにロータリーがかけてありました。

期間は10年、年間10aあたり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑2, 506㎡ 他5筆 計7, 301㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇
利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇
担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 5 番の代理で、推進委員 7 番

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんより〇〇〇〇さんに、公社を介しての賃貸借の申請です。

申請地は、〇〇に〇〇〇〇という牧場があります。そこを南へ 200m ほどのところに、東九州自動車道にかかる橋があります。その橋をすぐ横の自動車道を挟んでの両方合わせて 6 筆ありますが、1 枚になった 7, 301 m²の畑です。

きれいにロータリーがかけてありました。

期間は 10 年で、年間 10 a 当たり 〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 7, 804 m² 他 2 筆 計 7, 867 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

本件は未相続農地となっております。

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 5 番の代理で推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を介して〇〇〇〇さんに賃貸借の申請です。

申請地は〇〇線の県道を〇〇方面に向かい、〇〇の前のところを、150mほど行った、道路沿いの7,867㎡、3筆ありますが、1枚の畑になっておりました。

人参を収穫した後でした。

期間は10年で、年間10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

ご意見ご質問はございませんか。

それでは、質問のないようですので、採決いたします。

5番から7番まで3件の案件について、一括して採決することといたします。

5番から7番まで3件の案件について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、5番から7番まで3件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

坂元洋子委員は出席お戻りください。

[坂元洋子 委員 入室]

それでは次の8番から27番まで、20件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明をおこなった後に、一括して採決することといたします。

8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 2,238㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は〇〇さんから、東へ 50 m ほど進んだところの左側、北側の農地です。

現地を確認したところ、〇〇を〇〇したあとがありました。

10 a 当たりの賃借料は〇〇〇〇円で、期間は 3 年ということです。以上です。

[議長]

9 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

9 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 450 m² 他 1 筆 計 4, 882 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんより、〇〇〇〇への振興公社を活用しての賃貸借の新規での申請です。

申請地は、〇〇より北に 250 m ほど行ったところの 4, 882 m² の畑です。

現地を確認したところ、ロータリーがかけてありました。

期間は 9 ヶ月、年間 10 a 当たり 〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

10 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

10番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

畑 17, 189㎡

利用権を設定する者 高鍋町

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番、説明いたします。

高鍋町と〇〇〇〇との振興公社を活用しての賃貸借の申請です。

申請地は、〇〇が経営する〇〇というレストランがあります。南へ150mぐらいのところの17, 189㎡の畑です。

現地を確認したところ、ロータリーがかけてありました。

当農地では、牧草を生産されるということです。

期間は5年で、年間反当あたり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

11番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

11番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

田 3, 057㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい、2番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの農地中間による利用権設定です。
申請地は、〇〇公園の南側の農道を50mぐらい進みますと左側にあります。
きれいに耕運されておりました。
水稻を生産される予定です。
10a 当たり賃借料は〇〇〇〇円です。
期間は5年です。以上です。

[議長]

12番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

12番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*
田 600㎡ 他3筆 計1,683㎡
利用権を設定する者 〇〇〇〇
利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇
担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい、2番、説明いたします。
〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの農地中間による利用権設定です。
申請地は、〇〇にある〇〇の駐車場の道を挟んで南側にあります。
1枚になっており、きれいに耕運されておりました。
10a 当たり賃借料は〇〇〇〇円です。
期間は1年です。以上です。

[議長]

13番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

13番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番
田 991㎡ 他1筆 計1,457㎡

利用権を設定する者 ○○○○
利用権の設定を受ける者 ○○○○
担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]
推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]
はい。2 番、説明いたします。
○○○○さんから、○○○○さんへの農地中間による利用権設定です。
申請地は、○○地区にある○○から西へ20mぐらい進んだところの排水路
付きの農道を左折して、50mぐらい進んだところの右側の2枚目にあります。
草が一面覆っておりました。
10a 当たり賃借料は○○○○円です。
期間は1年です。以上です。

[議長]
14番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]
はい。
14番 農地の所在 大字○○字○○****番*
田 780㎡
利用権を設定する者 ○○○○
利用権の設定を受ける者 ○○○○
担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]
推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]
はい。2 番、説明いたします。
○○○○さんから、○○○○さんへの農地中間による利用権設定です。
申請地は、○○線にある○○ガソリンスタンド反対側の、○○へ向かう道を進
みますと、大きな用水路があります。用水路沿いに100mぐらい○○まで進み
ますと、道から2番目のところにあります。

きれいに耕運されておりました。

10a 当たり、賃借料は100kg です。

期間は5年です。以上です。

[議長]

15番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

15番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1, 355m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの農地中間による利用権設定です。

申請地は、〇〇にあり、〇〇にある〇〇の山側の道を右折して、
250mぐらい行ったところの右下にあります。隣の谷は〇〇が建っております。

きれいに耕運されておりました。

10a 当たり賃借料は〇〇〇〇円です。

期間は2年11か月です。以上です。

[議長]

16番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

16番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 3, 978m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 ○○○○
担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

○○○○さんから○○○○さんへの、農地中間による利用権設定です。

申請地は○○で、○○線を進んで、○○の手前の道を○○橋の方向に進みます。
建設土場の手前を左折して 5 0 0 m ぐらい進みますと、変形した田があります。
道路の反対側には民家が 1 軒あります。

きれいに耕運されておりました。

1 0 a 当たり賃借料は玄米○○k g です。

期間は 2 年です。以上です。

[議長]

1 7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

1 7 番 農地の所在 大字○○字○○*****番

田 4 8 2 m² 他 1 筆 計 9 7 7 m²

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

本件は未相続農地となっております。

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

○○○○さんから○○○○さんへの農地中間による利用権設定です。

○○○○さんは、未相続農地であり、代表の○○○○さんが設定するというこ
とです。

申請地は○○と○○で 1 0 号線の○○の手前を○○方面に 1 5 0 m ぐらい進

んで、左側の農地を左折して80mぐらい進んだところに、道を挟んで2筆が向かい合わせにあります。

きれいに耕運をされておりました。

10a 当たり賃借料は〇〇〇〇円です。

期間は2年11か月です。以上です。

[議長]

18番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

18番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田991㎡ 他3筆 計4, 137㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

本件は、未相続農地となっています。

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい、2番説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの農地中間による利用権設定です。

申請地は、〇〇より10号線の〇〇手前の道を〇〇方面に向かって500mぐらい行った右側の農道を、南へ200mぐらい進んだところにあります。他3筆の田も近くにあり、きれいに耕運されておりました。

該当農地で、飼料稲を生産される予定です。

10a 当たり賃借料は〇〇〇〇円です。

期間は2年11か月です。以上です。

[議長]

19番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

19番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 1, 266㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい、2番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの農地中間による利用権設定です。

申請地は〇〇で、10号線を〇〇に向かって進みますと、左に〇〇と〇〇があります。その間の道を40mほど進んだ右側の民家の東側にあります。

一部耕されておりました。

10a当たり賃借料は〇〇〇〇円です。

期間は5年ということです。以上です。

[議長]

20番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

20番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 1, 364㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。6番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権設定です。

該当農地では、甘藷を生産される予定です。

申請地は〇〇地区の〇〇から東側、〇〇坂方面へ1,000mほど行ったところの農地です。

現地を確認したところ耕運されていましたが、時間が経っているため、短い草が生えていました。

借賃は反あたり〇〇〇〇円、期間は5年ということです。以上です。

[議長]

21番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

21番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 948㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。6番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権設定です。

該当農地では、甘藷を生産される予定になっています。

申請地は、〇〇地区の〇〇から東へ1,000mほど行ったところ農地です。

現地を確認したところ、耕運されていました。

借賃は反あたり〇〇〇〇円、期間は5年ということです。以上です。

[議長]

22番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

22番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 5,164㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 ○○○○
担当推進委員よりご説明お願いいたします。

[議長]
推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]
はい。6 番、説明いたします。
○○○○さんと○○○○さんとの利用権設定です。
該当農地では、飼料作物を生産される予定です。
申請地は○○地区の○○から、北へ 200 m ほど行ったところの農地です。
現地を確認したところ、耕運してある状態でした。
借賃は反当り○○○○円。
期間は 10 年ということです。以上です。

[議長]
23 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]
はい。
23 番 農地の所在 大字○○字○○*****番
畑 1, 651 m² 他 1 筆 計 3, 162 m²
利用権を設定する者 ○○○○
利用権の設定を受ける者 ○○○○
担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]
推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]
はい。1 番、説明します。
○○○○さんから○○○○さんへの中間管理機構を使つての利用権貸借でございます。
申請地は○○地区にございます、○○の○○が行われるところから、東へ 100 m ほど行くと、突き当たりになります。その突き当たりを右に 20 m ほど行くと、左側に申請地がございます。

現状は2筆とも、お茶が植えてありました。

〇〇〇〇さんはお茶農家で、認定農業者でもございます。

期間は10年で、10a当たり賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

24番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

24番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 2, 166㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、農地中間管理事業を使つての、新規の利用権の設定です。

申請地は、〇〇地区の〇〇を西へ400mほど行った農地です。

現地を確認したところ、2, 166㎡の畑で、白菜の収穫をされたあとでした。

耕作者は、認定農業者の〇〇〇〇さんです。

期間は10年間ということです。以上です。

[議長]

25番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

25番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 1, 685㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、農地中間管理事業を使つての新規の利用権の設定です。

耕作者は、息子の〇〇〇〇さんです。

申請地は、〇〇から北へ 200 m 行つた右側の農地で、現地を確認したところ、
1, 685 m²の畑でキャベツが作付されておりました。

期間は 10 年間です。

金額は、親子ですからなしです。以上です。

[議長]

26 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

26 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 3, 429 m² 他 2 筆 計 11, 769 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、農地中間管理事業を使つての新規の利用権の設定です。

耕作者は本人で認定農業者です。

現地を確認したところ、〇〇から北へ 200 m 行つた左側の 3 筆の農地で、
1, 769 m²の畑でキャベツが作付けされておりました。

期間は 10 年間ということです。以上です。

[議長]

27 番の案件について、事務局より議案説明をお願いします。

[事務局]

はい。

27番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 6, 353㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、農地中間管理事業を使つての新規の利用権の設定です。

申請地は、〇〇から北へ200m行った農地です。先ほどの〇〇〇〇さんの農地の北側の農地で6, 353㎡の畑です。

現地を確認したところキャベツが作付しておりました。

期間は10年間ということです。

付け加えますけど、耕作者は息子さんの〇〇〇〇さんです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

[推進委員1番]

推進委員も言っているのですか。

[議長]

はい、どうぞ。

[推進委員1番]

少し気になるのは、貸借期間で1年とか2年とかありますよね。

なぜ、と言つても、お互いが決めたことだから何も言えないけども、1年とかだと毎年申請しなければいけないということですよ。そこら辺が分かっているのか、分かっているのか、どうなのですかね。

〔事務局〕

最近受ける相談とかで感じるのは、所有者の方が高齢で、10年とかなかなか、5年もどうかなっていうところで、単年度になってきている方も何人か相談する中であったり、あとは、強化法で出来ていたのを、今は農地中間で移しているの、強化法だと3年とかあったりして、その感覚で短い設定をされる方も、中にはいらっしゃるのかなと印象を受けます。

〔推進委員1番〕

私たちも1年だと、毎年こうやって言わないといけないので。本人同士なので、何とも言えませんけど。

〔議長〕

当事者間の契約ですので、委員さんが頑張ってお願ひいたします。

〔事務局〕

あとは土地を売りたいから、長期間で貸したくないっていう声があります。

今切れてしまうと荒れてしまうから、とりあえず1年でもいいから延ばして、管理をしてもらう感じで作ってもらって、あっせんに出したい。そんな声が多くはなっています。

〔議長〕

以上でよろしいでしょうか。

その他、質問もないようですので、採決いたします。

8番から27番まで20件の案件について、一括して採決することといたします。

8番から27番まで20件の案件について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、8番から17番まで20件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

〔議長〕

日程番号11、議案第16号「農地の賃借料情報提供について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。64ページをお開きください。

議案第16号「農地の賃借料情報提供について」です。

農地の賃借料情報提供につきましては、農地法第52条に基づき、情報提供を行うもので、昨年、令和5年1月から12月までの、農業経営基盤強化促進法の報告による利用権の設定の賃借料を集計したものでございます。

農地法第3条の許可による賃貸借契約はございませんでした。

樹園の部につきましては、賃貸借契約が2件しかございませんでしたので、平均額、最高額、最低額については記載しておりません。

また、ハウス施設の部につきましては、賃貸借契約はございませんでした。

総会で承認されましたら、町のホームページの掲載と町内回覧を考えております。簡単ですが説明を終わります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべて終わりました。

これをもちまして、令和6年第2回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会15時54分)